

ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案) 検討ポイントへのコメント

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント（青字で表記）及び NGO コメント
<p>(1) 地球環境保全に貢献するプロジェクト支援 「なお、JBIC は、融資等の対象となるプロジェクトについて環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全 / 改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。」(JBIC 前書き)「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」(JBIC 第 2 部 1 (検討する影響のスコープ)・NEXI 別紙 1 (検討する影響のスコープ))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 「地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援」というコンセプトと、JBIC / NEXI のガイドラインとを組み合わせることの必要性の有無とその具体的理由、更には具体的な組み合わせのイメージ如何？</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) ガイドラインという文書の性質上、地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援について取り上げるのであれば、これら支援に対する融資条件上の優遇策につき、その適用条件と審査方法をガイドラインに明記するべきです。</p> <p>(2) 地球環境保全に貢献するプロジェクトにおいても、他の通常のプロジェクトと同様の環境社会配慮確認を行うという現在の方法を維持すべきです。</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > 「地球環境保全に資するプロジェクト」であることの判断基準は何か。 上記 に基づく審査手法およびアカウンタビリティの確保はどのようなものか。</p>
<p>(2) 採掘産業における歳入の透明性 (直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>< 必要性について ></p> <p>(1) 採掘産業のもたらす利益は莫大である一方、特に途上国においてこの利益配分が適切に行われないうことが多々あります。</p> <p>(2) 政府に税金等の形で歳入があったとしても、政府が採掘産業の利益でおこなう事業が、貧困の削減に役立たないことや、地域住民の人権を侵害し、環境を破壊することがあります。そのような悪影響を防ぐべきです。</p> <p>(3) 採掘産業に伴う多額の政府の歳入は、当該国の財政運営や経済政策をゆがめ、また汚職の温床になるなどの危険性が存在します。これらの弊害を防止するため、プロジェクト実施者による政府への支払いや政府との主要な合意が公開され、政府への資金の流れを透明にする必要があります。</p> <p>(4) 新 JBIC は、その機能の一つを「日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」としています。JBIC を通じてこれらの歳入の透明性を推進していくことが重要です。</p>

	<p>(5) IFC、OPIC、EBRD など、採掘産業への主要な融資機関が EITI への支持を表明している中、JBIC が、国際社会において、先進的な歳入の透明性に関する政策の抜け道になってしまうことは避けるべきです。</p> <p><ガイドラインで義務付けるべき具体的理由></p> <p>(1) 歳入の透明性のうち、汚職に関する部分は、企業のリスクマネジメントとして積極的にとらえるべきです。商取引上の必要性を理由として、発展途上国で不透明なリベートの支払いを余儀なくされていることがあります。近時税務当局が過去に遡って経費算入を否定し、課税をしている事案があります。JBIC のガイドライン上そのようなことができないことが明確化されれば、JBIC もプロジェクト実施主体に対して働きかけることになるので、日本企業としては、不当な要求を拒みやすくなります。</p> <p>(2) JBIC は民間企業の支援をするといっても、民間金融機関と異なり営利を目的としているのではなく、公的金融機関として政府の行政目的の下業務を遂行しており、日本政府に準じて、日本政府が支持していることについて、協力すべきであります。</p> <p>(3) 汚職が法制度上容認されている国はないと考えられます。少なくとも腐敗防止に関しては現地国基準によっても、事業主体が順守しなければならないはずです。</p> <p><NGO 第 4 回会合分></p> <p>「歳入の透明性」というテーマの重要性はどのようなものか。</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) 歳入の透明性の重要性は、多くの資源保有国が資源開発による税金やロイヤリティなどによる資源開発による収入を得ているにも関わらず、それを貧困削減のために有効に活用できていないという問題が背景にあります。その原因は、資源保有国政府における不十分な説明責任、汚職、民主主義の不確立、重債務、法令順守の認識の低さなど様々な制度的、政策的な問題があるとされていますが、歳入の透明性を確保することによって、採掘産業による資源保有国の収入を貧困削減や「持続可能な開発」に効果的に貢献させることには意義があります。なお、NGO 提言では「基本方針」「ガバナンスリスクのレビュー」「政府との主要な合意の情報公開」の 3 つの観点で提言をしています。</p> <p>(2) 採掘産業への依存率と経済成長には負の関係があることは「採掘産業の再検討」などより明らかであります。採掘産業の収入を適切に使い、貧困削減や環境問題に適切に取り組むようなガバナンスが確保されていることを JBIC は確認すべきであります。</p> <p>日本政府が国際的な場で宣言している内容との整合性は図れるか。</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) 2003 年のエビアンサミットにおける G8 宣言において、採掘産業の透明性についての重要性がかけられています。</p> <p>(2) 2005 年のグレンイーグルで開催された G8 サミットにおいて、日本を含め先進 8 か国は、EITI</p>
--	--

	<p>を支持しています。</p> <p>(3) 2006 年のサンクトペテルブルグサミットにおいても、日本政府を含めた G8 諸国は EITI を支持しています。</p> <p>(4) 汚職腐敗の防止との観点では OECD の外国公務員贈賄防止条約を順守する必要があります。また、日本は国連腐敗防止条約を批准していませんが、国連腐敗防止条約締約国会議において日本政府は、腐敗との闘いにおける国際協力を積極的に促進していると公言しているのですから、腐敗防止の取り組みを強化せねばならず、歳入の透明性を要求すべきです。</p> <p>(5) IFC でも、実施主体が政府に支払うプロジェクト関連の重要な支出（ロイヤリティ、税金、利益分配など）や、受入国政府契約(HGAs)、政府間協定(IGAs)などの主要な合意が公開を借入人に求めています。NGO 提言 p.15, 16 を参照ください。</p> <p>他機関における取り組み状況はどのようなものか。 (NGO コメント)</p> <p>(1) ECA と類似の機能を果たす公的機関・OPIC は「歳入の透明性」についての政策を持っています。JBIC/NEXI は他 ECA の政策にこだわることなく、国際基準を引き上げるためのリード役となることを期待しています。</p> <p>(2) ECGD の Business Principles Unit において、採掘産業関連の企業に対して EITI に関する意識を高める旨書かれています。プロジェクトスポンサーに ECGD が直接のコンタクトを持つ場合には、EITI についての企業の認識を確認し、またその遵守を促進することとしています。</p> <p>(3) IFC のセーフガード政策である「社会と環境の持続可能性に関する政策」でも、大規模採掘産業の場合リスクは適切に緩和されるべきであり、より小規模のプロジェクトでは、プロジェクトから期待される純便益、およびガバナンスの弱さによるリスクが審査されることを規定しています。また、便益とリスクのバランスが受け入れられない場合は、IFC はプロジェクトを支援しないことになっています。</p> <p>(4) IMF は、歳入における透明性確保のために、全ての契約書の公開を提言しています。</p> <p>(5) EBRD では、エネルギー政策において、石油・ガス・石炭採掘事業のスポンサーが、最低限の歳入透明性義務として、受入国への実質的な支払い（ロイヤリティ・税・Profit sharing 等）を公開することを要求しています。NGO 提言 p.16 を参照ください。</p>
<p>(3) 国際的基準の取扱いの明確化 「さらに、JBIC は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティスなどを参照する。」(JBIC 第 1 部 3 (4)) 「NEXI は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチ</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチとの関係において現行の JBIC / NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を、改訂することの必要性の有無とその具体的理由如何？ (NGO コメント)</p> <p>(1) 現行ガイドラインは、国際基準を「参照する」としており、国際基準の遵守は求めています。一方、コモンアプローチは、国際基準について”expected to meet”とし、要件を満たさない場合を”exceptional cases”としています。したがって、現行ガイドラインは、コモンアプローチの水準</p>

<p>マークとして参照し」(NEXI 3(3))</p>	<p>に満たないものと考えます。</p> <p>(2) 本ガイドライン第 2 部は詳細な規定を設けておらず、より詳細な要件を定める世界銀行のセーフガード政策ないし IFC のパフォーマンススタンダードへの遵守を求めることは、環境社会配慮の向上につながります。</p> <p>世銀 OP 及び IFC パフォーマンススタンダードなど国際基準の “ベンチマークとして参照” の JBIC / NEXI における運用状況如何？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > 現行ガイドラインがコモンアプローチと矛盾しないと考える理由は何か。</p>
<p>(4) 参照すべき国際的基準の明確化 「さらに、JBIC は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティスなどを参照する。」(JBIC 第 1 部 3 (4)) 「NEXI は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照し」(NEXI 3(3))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチとの関係において現行の JBIC / NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を、改訂することの必要性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 3 に同じ) (NGO コメント) (1) 現行ガイドラインの規定はコモンアプローチと矛盾するものではありませんが、参照すべき国際基準の明確化は、審査のアカウンタビリティ・予測可能性の向上につながるものと考えます。 世銀 OP 及び IFC パフォーマンススタンダードについての JBIC / NEXI における参照状況如何？</p>
<p>(5) 環境審査に係わる保険種 「NEXI による環境社会配慮確認は、貿易一般保険、貿易代金貸付保険、海外投資保険及び海外事業貸付保険に係るすべての 2 年以上案件を対象として行うものであり」(NEXI 2)</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > NEXI が環境社会配慮確認の対象とする案件範囲は如何なる形での明確化が望ましいか？ (NGO コメント) (1) コモンアプローチでは、保険種によって環境社会配慮確認の対象から除外することはしておらず、現行ガイドラインはコモンアプローチの水準を満たしていないと考えます。また、現在のガイドラインでは、「資源エネルギー総合保険」等新たに創設された保険種はガイドラインの対象外となってしまいます。改訂ガイドラインでは全ての保険種を対象とするべきだと考えます。</p>
<p>(6) 人権状況の把握 「JBIC は、環境レビューにおいて、ガイドラインに照らし、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、1) プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2) プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかどうかを確認する。」(JBIC 第 1 部 3 (2)) 「NEXI は、保険契約の対象となるプロジェクトが環境(自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 当該国における全般的な自由権、社会権を JBIC / NEXI 環境社会配慮確認の対象とすることの必要性の有無とその具体的理由如何？ (NGO コメント) < 必要性について > (1) 現行ガイドラインにおいても、第 2 部の検討する影響のスコープとして、「社会的関心事項(非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症)」が記載されています。そして、「合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響・累積的影響、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい」とされています。チェックリストでは、作業員の安全衛生などもあげられています。「人権の実現状況の把握」は、それらと方向性を同じくするものであり、むしろ、人権の視点を加味することによって、</p>

の人権の尊重他の社会面を含む)に及ぼす可能性のある影響が回避又は緩和されるよう、当該プロジェクト実施者により環境社会配慮が適切に行われているかについて確認する。」(NEXI 2)

事業の及ぼす影響について、より実質的かつ緻密な分析が可能となるものと考えています。

- (2) ガイドラインやそのチェックリストでは、社会的合意の形成や住民移転において、女性・子供・老人・貧困層・少数民族・先住民等の社会的弱者に適切な配慮がなされなければならないとしています。適切な配慮がなされているか否か判断するには、そのプロジェクトの行われる地域において、どのような社会的弱者がいるか、どういう権利の保障が脆弱となっているのかを把握する必要があります。

< 具体的理由 >

- (1) 諸外国では、米国のように外交政策の一環として、政府が他国の人権状況について包括的に調査している例があり、また、スウェーデンのように、援助機関が民主主義と人権の視点に基づく国別分析を行っている例もあるが、日本ではいずれの取り組みも行われていない。そのため、社会的弱者に適切な配慮がなされているかの確認や、子どもの権利、先住民族への悪影響を及ぼさないか検討するといっても、基礎情報に欠けるので、具体的なプロジェクトに関連して調査をして情報を蓄積していかざるをえないと考えます。
- (2) 日本企業のCSRの観点でみると、プロジェクトが人権面で悪影響がでるかどうかが分析しておくことが必要であり、企業に過重な負担を与えるものとはいえません。
- (3) 日本政府は社会権規約、自由権規約等の締約国であるので、日本政府の活動は、人権を尊重し、保護し充足する方向でおこなわなければならない。JBIC も準政府機関であるので、JBIC の貸付金が人権侵害に用いられることがないようにすべきです。
- (4) 現地国基準によったとしても、自由権規約や社会権規約の締約国は相当数にのぼっており、また、国連加盟国は人権を尊重する一般的義務がありますので、人権状況をはあくしてそれに与える影響を分析することは、相手国基準に照らしても必ずしも、過重な要求をするものではありません。

< 具体的理由 >

- (1) 諸外国では、米国のように外交政策の一環として、政府が他国の人権状況について包括的に調査している例があり、また、スウェーデンのように、援助機関が民主主義と人権の視点に基づく国別分析を行っている例もあるが、日本ではいずれの取り組みも行われていません。そのため、社会的弱者に適切な配慮がなされているかの確認や、子どもの権利、先住民族への悪影響を及ぼさないか検討するといっても、基礎情報に欠けるので、具体的なプロジェクトに関連して調査をして情報を蓄積していかざるをえないと考えます。
- (2) 日本企業のCSRの観点でみると、プロジェクトが人権面で悪影響がでるかどうかが分析しておくことが必要であり、企業に過重な負担を与えるものとはいえません。
- (3) 日本政府は社会権規約、自由権規約等の締約国であるので、日本政府の活動は、人権を尊重し、保護し充足する方向でおこなわなければならない。JBIC も準政府機関であるので、JBIC の貸付金が人権侵害に用いられることがないようにすべきです。
- (4) 現地国基準によったとしても、自由権規約や社会権規約の締約国は相当数にのぼっており、また、国連加盟国は人権を尊重する一般的義務がありますので、人権状況を把握し、それに与える影響

	<p>を分析することは、相手国基準に照らしても必ずしも、過重な要求をするものではありません。</p> <p>プロジェクト実施者が直接には対応しきれないと思われる事象を JBIC / NEXI が要求することの必要性また実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) JBIC が、環境社会配慮確認をするに際して、プロジェクト実施地域でももとの人権の保障状況を把握したうえで、確認することを求めているものです。プロジェクト実施主体者に直接対応しきれないと思われる事象まで対応すべきことを求めているわけではありません。</p> <p>(2) ただし、プロジェクトの派生的・二次的な影響、累積的影響を判断するに当たっては、もともと権利の保障がきわめて限定的であるような場合、プロジェクトでの悪影響がそれほど大きいものでないとしても、累積的影響としては致命的ということもありうるので、なんらかの緩和策をプロジェクト実施主体がとらなければ、事業遂行をすべきでないということはありません。</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) そもそも、コモンアプローチは OECD 加盟国での最低基準を示したものであり、この基準を下回らないことは必要ですが、JBIC のガイドラインがコモンアプローチに示された内容に限られるべきではありません。「国際協力銀行の環境ガイドライン統合に関する研究会の提言」においてもその 1 の 4 で「国際協力銀行においては、OECD/ECG が示す世界共通のアプローチにとどまることなく、本報告書で示したような高い水準のガイドラインを作成すべきであり、さらに ECG 全体の水準を引き上げる牽引役となることを期待したい」としています。</p> <p>(2) JICA では、人権への配慮について、人権問題が指摘されている国で、アムネスティレポートから情報を得たり、ステークホルダー協議の際に、人権問題で活動している NGO にも招待状を送付した例があるとしています。(JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告 p25)</p>
<p>(7) 社会配慮基準に関する態度</p> <p>「環境レビューにおいては、JBIC は、プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトを取り巻くガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。」(JBIC 第 1 部 3 (4))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(検討ポイント 2 に同じ)</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>< 必要性について ></p> <p>(1) JBIC のオピニオンによれば、プロジェクト実施主体による社会配慮確認をするうえで、社会配慮をする意思や能力は審査スコープに含まれるものと認識しているとありますが、ガイドライン上はどのように位置づけられているのか不明確であるので、明確にしたほうが、審査の透明性と予測可能性が高まると思われます。</p> <p>(2) チェックリストのモニタリングの項目をみると、たしかに、将来のモニタリングの体制をも審査</p>

	<p>するのであることがわかるが、人権侵害を引き起こさないなどなどの社会配慮に関する意思・能力を判断するものであるかどうかは明らかではありません。</p> <p>< 具体的理由について ></p> <p>(1) コンプライアンス規定の存在や、グローバルコンパクトや OECD 多国籍企業行動指針の順守は、社会配慮をする意思・能力を判断する要素として掲げたのみであり、これのみに限られる趣旨ではありません。また、これらが、「代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等であり、指標として適切でない」とすれば、別の方法で、社会配慮をする意思や能力を確認すればよいと考えられます。</p>
<p>(8) 発展途上国以外で実施されるプロジェクト [カテゴリ C] 発展途上国以外で実施されるプロジェクト 保険価額が 10 百万 SDR 相当円以下のプロジェクト (NEXI 3 (2))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) コモンアプローチでは、環境に重大な負の影響を与える可能性のあるプロジェクトを発展途上国 (DAC 掲載国) に限らず、カテゴリ A に分類することとしています。また現行 JBIC ガイドラインでも同様です。改訂ガイドラインでも、DAC 掲載国に限らず、環境に重大な影響を及ぼすプロジェクトをカテゴリ A に分類するよう規定すべきだと考えます。</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>
<p>(9) カテゴリ B プロジェクトのレビュー内容 [カテゴリ B] 「カテゴリ B に属するプロジェクトに対しては、カテゴリ A に属するプロジェクトと同様、負の環境影響の回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策を含め、プロジェクトが有する潜在的な正及び負の環境影響を確認する。」 (NEXI 3 (3))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(検討ポイント 8 に同じ)</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) カテゴリ B に分類されたプロジェクトであっても、できる限り包括的に環境影響及び回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策を確認するため、EIA がある場合は参照すべきだと考えます。</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>
<p>(10) スクリーニング終了後の情報公開の内容 「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等 (NEXI : 輸出者等) から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC (NEXI) ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」 (JBIC 第 1 部 5 (2) ・ NEXI 6)</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) プロジェクト実施主体は、適切な環境社会配慮を行うため必要な情報を公開する責務を負っています。</p> <p>(2) JBIC/NEXI が行う情報公開は、ステークホルダーからの早期の情報提供を促進し、環境レビューのアカウンタビリティ・透明性を確保するために行われます (JBIC ガイドライン 5. (1))。したがって、JBIC/NEXI が公開すべき情報の範囲・内容は、ステークホルダーからの情報提供を可能にし、環境レビューのアカウンタビリティ・透明性を確保するための必要性から決せられるべき</p>

です。具体的には、自然及び非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重等の社会面（JBIC ガイドライン前書き）について、プロジェクト実施主体が適切かつ十分な配慮を行っているか、準備状況・実施能力等に照らし環境社会配慮が適切に実行されるか、プロジェクト実施中・実施後に適切な環境社会配慮が実施されたか等を判断するために必要な情報が含まれると考えます。

JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？

（NGO コメント）

- (1) 本論点に関する NGO 提言は、一定の文書について JBIC/NEXI による情報公開を求めており、事業者が文書・情報を公開させることを求めているわけではないため、本検討ポイントは失当です。上記検討ポイントに関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書/情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？

（NGO コメント）

- (1) NGO 提言で公開を求めている文書・情報に商業上の機密が含まれる可能性は低いものと考えます。
- (2) 文書・情報に商業上の機密が含まれる場合には、これら機密情報を取り除いた上で公開することが考えられます。
- (3) 最終的に事業者ないし借入人等が公開を前提とした情報提供を断った場合、JBIC/NEXI は審査におけるアカウントビリティ・説明責任を確保することができないため、融資審査を行うべきではありません。
- (4) なお、NGO 提言で公開を求めている「環境社会配慮に関する主要な文書」は、そのほとんどが世界銀行・IFC 等国际基準において公開を求められているものです。

JBIC / NEXI ガイドラインに規定する “環境社会配慮に関する主要な文書” の具体的内容如何？

（NGO コメント）

- (1) 前回コンサルテーション会合でのクラリフィケーションに基づき、「現行ガイドラインに規定する環境社会配慮に関する主要な文書の具体的内容如何」という質問と理解してお答えします。
- (2) 上記の通り、JBIC / NEXI による情報公開は、ステークホルダーによる情報提供促進と環境レビューにおけるアカウントビリティ・透明性の確保のために実施されます。したがって、「環境社会配慮に関する重要な文書」とは、その公開がこれらの目的に資する文書を指すものとする。具体的な範囲については上記 (2) をご覧ください。
- (3) 現行ガイドライン上、JBIC による環境レビューの範囲は、自然環境への影響にとどまらず、非自発的住民移転や先住民族の人権の尊重等他の社会面への配慮も含まれます。また、影響の評価だけでなく、その対策についても検討されなければなりません（JBIC ガイドライン第 2 部（対策の立案））。したがって、「環境社会配慮に関する重要な文書」には、EIA 報告書のみならず、環境管理計画、非自発的住民移転や先住民族に対する配慮に関する計画等も含まれると考えます。
- (4) しかしながら、現在 JBIC は「環境社会配慮に関する重要な文書」として EIA 報告書等（EIA 報

	<p>告書及び環境許認可許可証)のみを挙げています。したがって、「環境社会配慮に関する重要な文書」の範囲についてガイドラインに定義規定を設けることが必要であると考えます。</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > NGO 提言において定義する「環境社会配慮に関する主要な文書」に含まれる商業上の機密とは何か。他機関の対応状況はどのようなものか。</p>
<p>(11) スクリーニング終了後の情報公開の方法 「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等 (NEXI : 輸出者等) から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC (NEXI) ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」(JBIC 第 1 部 5 (2)・NEXI 6)</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (NGO コメント) (1) 検討ポイント 10 をご覧ください。 他 ECA の対応状況如何？ (NGO コメント) (1) NGO 提言 p.2 をご参照ください (下記に引用)。 ・ Coface は、EIA だけでなく、その他の文書 (たとえば、住民移転計画) についても、事業者のウェブサイト上の当該文書へのリンクを掲示している。</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > NGO 提言を実施した場合に必要とされるコストはどれだけか。 他の国際機関の対応状況はどのようなものか。 (NGO コメント) (1) NGO 提言 p.2 をご参照下さい (下記に引用)。 ・ JICA は、開発調査によって作成された EIA 等を全て PDF としてウェブサイト上で公開している¹。 ・ 世界銀行は、EIA を全て PDF にしてウェブサイト上で公開している。 ・ ADB は、EIA のサマリーをウェブサイト上で公開している。 ・ IFC は、借入人のウェブサイト上に公開された EIA に、IFC のウェブサイトからリンクを貼っている。</p>
<p>(12) 融資 (保険) 契約締結後の情報公開の内容 「JBIC (NEXI) は、融資 (NEXI : 保険) 契約締結後、カテゴリ A、B 及び FI プロジェクト (NEXI : カテゴリ A 及び B に属するプロジェクト) については、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。」(JBIC 第 1 部 5 (2)・NEXI 6)</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (検討ポイント 10 に同じ) (NGO コメント) (1) (10) をご覧ください。 JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 10 に同じ)</p>

¹ JICA ガイドライン II 2.1.8.

	<p>(NGO コメント)</p> <p>(1) (10) をご覧ください。 上記検討ポイント に関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書/情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ (検討ポイント 10 に同じ)</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) (10) (1) ~ (3) をご覧ください。 他 ECA の対応状況如何？</p> <p><NGO 第 4 回会合分 > NGO 提言において公開を求めている各情報に含まれる商業上の機密とは何か。 他の国際機関の対応状況はどのようなものか。</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) NGO 提言 p.3 をご参照下さい (下記に引用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界銀行は、Project Information Document(PID)及びそのアップデート、Integrated Safeguard Data Sheet (ISDS)、Project Appraisal Document (PAD)、融資契約書等を公開しており²、環境レビュー結果等を詳細に記載している。また、実施中に環境社会配慮上の問題が発生し、ステークホルダーからの意見・懸念が表明された場合に Q&A ページの中で世銀の対処方法を明らかにしている例がある³。 ・ ADB は、パブリックセクター融資においては世銀とほぼ同レベルの公開を行っているが、プライベートセクター融資においても、Report and Recommendation of the President(RRP)の簡略版が公開され、環境レビュー結果等を詳細に記載している。
--	--

² World Bank, Policy on Information Disclosure, paras.15, 18, 30, 72.

³

<http://www.worldbank.org.pk/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/SOUTHASIAEXT/PAKISTANEXTN/0,,contentMDK:21144808~pagePK:141137~piPK:141127~theSitePK:293052,00.html#question1>

<p>(13) モニタリングに係る情報公開 「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい。」 (JBIC 第 2 部 1 (モニタリングとフォローアップ)・NEXI 別紙 1 (モニタリングとフォローアップ))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (検討ポイント 10 に同じ) (NGO コメント) (1) (10) をご覧ください。 JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 10 に同じ) (NGO コメント) (1) (10) をご覧ください。 上記検討ポイントに関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書/情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ (検討ポイント 10 に同じ) (NGO コメント) (1) (10) (1) ~ (3) をご覧ください。 他 ECA の対応状況如何？ (NGO コメント) (1) NGO 提言 p.4 をご覧ください (下記に引用) ・ 米国輸銀では、2006 年に米国輸出入銀行法が改正され、モニタリング報告書の公開が義務付けられている⁴。</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > 事業者によるモニタリング結果に含まれる商業上の機密とは何か。 他の国際機関の対応状況はどのようなものか。 (NGO コメント) (1) NGO 提言 p.4 をご覧ください (下記に引用) ・ ADB は、事業実施者が作成する環境社会モニタリング報告書を公開している⁵。</p>
<p>(14) ステークホルダーからの意見への対応 「JBIC は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。」 (JBIC 第 1 部 5 (1))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > ステークホルダーからの情報・意見への対応について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (NGO コメント)</p>

⁴ 12 U.S.C. § 635i-5(a)(1)

⁵ ADB, Public Communication Policy, para.92.

<p>「NEXI は、関係機関との情報交換に努めつつ、地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーから提供される情報も活用して環境レビューを行う。」(NEXI 3 (3))</p>	<p>(1) プロジェクト実施者は、プロジェクトの環境社会配慮に関するステークホルダーからの情報提供や意見表明について対応すべき一義的な責任を有します。</p> <p>(2) JBIC/NEXI が有するステークホルダーからの情報・意見への対応の責任には、2 つの側面があると考えます。第一に、プロジェクトの環境社会配慮に関する見解が JBIC/NEXI に寄せられた場合には、これをプロジェクト実施者に伝達し、必要な対応を促し、プロジェクト実施者による適切な環境社会配慮とその過程におけるアカウンタビリティを確保する責任があります。第二に、JBIC/NEXI は環境社会配慮確認を主体的に行う立場にあるため、JBIC / NEXI が行う環境レビューやモニタリングについて情報が提供されあるいは意見が表明された場合には、JBIC/NEXI は、プロジェクト実施者の行う環境社会配慮の適切性やガイドラインへの遵守状況についての判断を、自らステークホルダーに説明する責任を有するものと考えます。</p> <p>なお、ステークホルダーから世銀、ADB 等の国際機関に意見が提出された場合、国際機関は説明責任を果たすよう事業者に促すのみでなく、自らの政策に即して適切に実施されている等の具体的な返答を行っている例が数多く見られます。</p>
<p>(15) 環境社会配慮審査会の設置</p> <p>「JBIC (NEXI) は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。」(JBIC 第 1 部 7・NEXI 7)</p> <p>「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」(JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)・NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>F / S 段階から実質的な事業主体として関与する開発援助実施機関 (世銀グループ等) に対し、別事業者の設計・施工案件に対する環境社会配慮の確認を行う JBIC / NEXI の如き E C A の環境社会配慮における役割の違い如何？</p> <p>F / S・D / D 段階を完了し少なからずは建設着工済の案件の環境社会配慮確認を行うことが多い JBIC / NEXI に対して、常設の第三者機関を以ってして行う具体的な助言の内容如何？また、その具体的な理由如何？</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) JBIC/NEXI においては、環境社会配慮の主体は事業者であり、JBIC/NEXI は事業者が適切な配慮を行っているかどうかを確認する立場にあると理解しています。</p> <p>(2) したがって、常設の第三者機関は、事業者が行った環境アセスメント等環境社会配慮に関する情報を基礎に、事業者による環境社会配慮がガイドラインを満たしているかどうかについて助言を得るべきであると考えます。</p> <p>他 ECA また コモンアプローチの対応状況如何？</p>
<p>(16) 原子力関連：第三者機関の設置</p> <p>「JBIC (NEXI) は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。」(JBIC 第 1 部 7・NEXI 7)</p> <p>「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」(JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)・NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>現行ガイドラインが「必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求める」と規定している上に、原子力関連案件のみ固有かつ常設の第三者機関を設置する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) 現行ガイドラインの「必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求める」は第 2 部、すなわち事業実施機関の対応を指しているものです。NGO 提言 (p.15) は新機関の取り組むべきことを求めています。</p>

	<p>(2) NGO 提言 13.4 (趣旨) を参照下さい。 ・原子力関連プロジェクトには他セクターに伴わない特別な問題、すなわち 核拡散の問題、安全性の問題、放射性廃棄物の問題を有しており、事故時のリスクも大きい。第三者機関における公開の審議により、これらの問題に対処し、慎重かつ透明性の高い審査を行うべきである。</p>
<p>(17) 非自発的住民移転 「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。」 「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。」 「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなく</p>	<p><再取得価格による補償> <JBIC / NEXI 第 3 回会合分> 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ (NGO コメント) (1) JBIC ガイドライン第 2 部、NEXI ガイドライン別紙 1 に定める要件は、「満たされていることを原則とする」とされている一方、国際基準については「参照する」だけにすぎません。したがって、参照すべき国際基準に盛り込まれている要件であっても、適切な環境社会配慮の確保に重要であると考えられる内容は、JBIC/NEXI のガイドラインにおいてプロジェクトに求められる環境社会配慮として盛り込むべきです。 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> <p><NGO 第 4 回会合分> 再取得価格による補償に関する現行ガイドライン適用上の実施状況はどのようなものか。 再取得価格による補償が行われない場合に、生計回復は図れるのか。 他の国際機関の対応状況はどのようなものか。 (NGO コメント) (1) 世界銀行、ADB、IFC いずれも再取得価格による補償を要件としています⁶。NGO 提言 p.6 を参照下さい。</p>

⁶ World Bank, OP4.12: Involuntary Resettlement, para.6(a)(iii), ADB, OM Section F2/BP, para.4(iii), IFC, Performance Standard 5: Land Acquisition and Involuntary Resettlement, para.8.

<p>ればならない。」 (JBIC 第 2 部 1 (非自発的住民移転)・NEXI 別紙 1 (非自発的住民移転))</p>	<p><事前の補償> <JBIC / NEXI 第 3 回会合分> 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何? (検討ポイント 17 に同じ) (NGO コメント) (1) JBIC ガイドライン第 2 部、NEXI ガイドライン別紙 1 に定める要件は、「満たされていることを原則とする」とされている一方、国際基準については「参照する」だけにすぎません。したがって、参照すべき国際基準に盛り込まれている要件であっても、適切な環境社会配慮の確保に重要であると考えられる内容は、JBIC/NEXI のガイドラインにおいてプロジェクトに求められる環境社会配慮として盛り込むべきです。 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何?</p>
	<p><合意文書> <JBIC / NEXI 第 3 回会合分> 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何? (検討ポイント 17 に同じ) (NGO コメント) (1) (17) <事前の補償> をご覧ください。 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何?</p> <p><NGO 第 4 回会合分> 補償・移転策に関する合意内容を影響住民が十分理解していない場合や合意文書が影響住民に提供されない場合に生じる問題点は何か。 (NGO コメント) (1) 環境レビューでは、対象者による合意書への署名をもって、対象者の合意を確認することがあると思われませんが、対象者が合意書の内容を理解しないまま署名してしまうことがあります。 (2) 対象者が、合意した内容を後に確認できず、正当な補償措置を受けられない、もしくは、その補償措置が正当であったか確認できないことがあります。 (3) 補償措置が適切に行なわれるよう、上記 2 つの事態を防ぐための要件が具体的に含まれることが重要だと思います。NGO 提言 p.7 を参照下さい。</p>

	<p>< 住民移転計画 ></p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) JBIC ガイドライン第 2 部、NEXI ガイドライン別紙 1 に定める要件は、「満たされていることを原則とする」とされている一方、国際基準については「参照する」だけにすぎません。したがって、参照すべき国際基準に盛り込まれている要件であっても、適切な環境社会配慮の確保に重要であると考えられる内容は、JBIC / NEXI のガイドラインにおいてプロジェクトに求められる環境社会配慮として盛り込むべきです。</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > 他の国際機関の対応状況はどのようなものか。</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) 世界銀行：住民移転計画 (Resettlement Plan) が必要とされる。(OP4.12 のパラグラフ 6)</p> <p>(2) ADB：住民移転計画 (Resettlement Plan) が必要とされる。移転の影響が大きい場合は包括的住民移転計画を必要とする。(OM Section F2/OP のパラグラフ 19)</p> <p>(3) IFC：移転行動計画 (Resettlement Action Plan) が必要とされる。(PS 5 のパラグラフ 12)</p> <hr/> <p>< 情報公開と協議 ></p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (検討ポイント 10 に同じ)</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) (17) < 事前の補償 > をご覧ください。 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 17 に同じ)</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > 各国の法制度上公開が求められていない場合、住民参加の実効性は図られるか。 他の国際機関の対応状況はどのようなものか。</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) 世界銀行：住民移転文書のドラフト (draft resettlement instrument) の被影響住民及び現地 NGO に</p>
--	---

	<p>対する公開がアプレイザルの条件とされており、移転住民やコミュニティとの協議が要件となっている。(OP4.12 のパラグラフ 13 及び 22)</p> <p>(2) ADB: 住民移転計画はアプレイザル前に現地において公開し、協議を経てなければならない。(OM Section F2/OP のパラグラフ 44 及び 45)</p> <p>(3) IFC: 住民移転の影響や緩和策を含む社会環境影響評価及び行動計画のドラフトは被影響コミュニティに公開され、協議されることが要件となっている。(PS1 のパラグラフ 20 及び 21、26) NGO 提言 p.9 を参照ください。</p>
	<p>< 苦情処理メカニズム ></p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 17 に同じ)</p> <p>(1) (17) < 事前の補償 > をご覧ください。 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > 他の国際機関の対応状況はどのようなものか。 (NGO コメント)</p> <p>(1) ADB: 被影響住民が脆弱性を持つ場合、苦情処理メカニズムが設置される。(OM Section F2/BP のパラグラフ 4 (V))</p> <p>(2) IFC: 苦情処理メカニズムの設置が要件となっている。(PS1 のパラグラフ 23)</p>
	<p>< 社会的弱者への配慮 ></p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 現行ガイドラインが同等の環境社会配慮確認内容を実質的に規定している内容を、さらに逐条でガイドラインに盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 17 に同じ)</p> <p>(NGO コメント) 現行ガイドラインですでに盛り込まれているというのであれば、特段問題にする必要はないと考えます。 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>
<p>(18) 先住民族 「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の</p>	<p>< 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 ></p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 国際法としての拘束力に疑問のある宣言、また、条約を批准していない国に対し、当該宣言、条約、法律を JBIC / NEXI がガイドラインの適用対象として規定することの実効性の有無とその具体的理由如何？</p>

<p>合意が得られるよう努めなければならない。」 (JBIC 第 2 部 1 (先住民族)・NEXI 別紙 1 (先住民族))</p> <p>本項目は、住民移転の欄と同様、個別の提案ごとに検討ポイントを上げるべきであると考え、右列を分割しています</p>	<p>(NGO コメント)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 実効性については、審査の過程において遵守を要求し、それが確認できなければ、融資をしないという対応は可能であり、実行性が確保できないということはないはずです。 (2) そもそも、法的拘束力があるのであれば、ガイドラインで定めるまでもなく、企業は不順守について法的責任を追及されます。ガイドラインのようないわゆるソフトローは、法的にはかならずしも要求されていませんが、一定事項を行うことをみずから誓約し実践する、あるいは顧客・調達先等に義務付けることによって、よりよい社会をめざし、そのような積極的姿勢が自らの競争力を高めるという認識に基づくものです。従って、法的拘束力がないから取り入れないというのであれば、ガイドラインの自己否定です。 (3) 国連総会の圧倒的多数を得て成立した本宣言の基準遵守に向けて努力することは国際的なコンセンサスであり、同時に賛成票を投じた日本政府の約束したコミットメントでもあります。準政府機関である JBIC がガイドラインに導入するのはきわめて妥当です。 (4) 先住民族の権利宣言の内容は新たな権利を創設したものばかりではなく、既存の国際人権規約(自由権規約ならびに社会権規約)から導きだせるものも数多い(先住民族の権利宣言 10 条の移転についての自由で事前の情報を与えた上での合意、および 25 条の居住していた土地との精神的なつながりに対する権利は、社会権規約の相当な生活水準についての権利、文化に対する権利から導き出せる)。したがって、自由権規約、社会権規約を批准した国について、法的拘束力がないとは断定するのは誤りです。 (5) 先住民族の慣習的権利については、主流民族の無理解や植民地下における異質な法律の導入により、現状では不当に国内法で認められていない現実があります。そのために宣言や ILO169 号条約などの国際的基準が形成されてきたのであり、日本政府が宣言採択の際に賛成票を投じたことを考えれば、ガイドラインで宣言の遵守を求めるのは妥当です。 <p>当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それらの法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) 上記(1) - (5)をご覧ください。</p> <p><NGO 第 4 回会合分> 当該国の法令において先住民族の権利が定められていない場合、先住民族の権利が侵害されていてもよしとするのか。</p>
--	--

	<p>< 自由で事前の十分情報を得た上での合意 > < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 国際法としての拘束力に疑問のある宣言、また、条約を批准していない国に対し、当該宣言、条約、法律を JBIC / NEXI がガイドラインの適用対象として規定することの実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(NGO コメント) (1) < 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 > への(1) - (5)をご覧ください。 当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それらの法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(NGO コメント) (1) < 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 > への(1) - (5)をご覧ください。</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>
	<p>< 先住民への配慮に関する計画 > < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 国際法としての拘束力に疑問のある宣言、また、条約を批准していない国に対し、当該宣言、条約、法律を JBIC / NEXI がガイドラインの適用対象として規定することの実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(NGO コメント) (1) < 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 > への(1) - (5)をご覧ください。</p> <p>当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それらの法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(NGO コメント) (1) < 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 > への(1) - (5)をご覧ください。</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > 他の国際機関の対応状況はどのようなものか。</p> <p>(NGO コメント) (1) 世界銀行：先住民に影響を与える事業については、アプレイザルに先立って先住民計画または枠組みが策定され、協議され、公表されていることが必要であるとしています (OP4.10 パラ 12、</p>

	<p>Annex B、パラ 13、Annex C)</p> <p>(2) ADB：先住民族開発計画 (Indigenous Peoples Development Plan (IPDP)) の策定を求めています。</p> <p>(3) IFC：先住民族への悪影響の回避、最小化、緩和、補償などの顧客の行動は、情報公開、協議、情報を提供された上での参加の上で策定されるとされています (パフォーマンス基準 7：パラ 8-9)。さらに特別要求事項として以下の影響評価が挙げられています。・利用下にある伝来の、あるいは慣習的な土地への影響 / ・伝来の、あるいは慣習的な土地からの先住民族の移転 / ・文化的資源 NGO 提言 p.11 を参照下さい。</p>
<p>(19) 労働状況 (直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間では明示的に認知されていない基準等を、JBIC / NEXI がガイドラインで規定することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ (NGO コメント) < 必要性 ></p> <p>(1) そもそも、労働における基本原則及び権利の確保は、グッドプラクティスではなく、日本を含むすべての ILO 加盟国の ILO 憲章上の義務であることが、ILO 総会で確認され、独特の監視機構があります。従って、相手国が ILO 加盟国であるかぎり、国内基準に準拠しても遵守されなければならないこととなります。(なお、基本原則及び権利の確保においては、国家が労働組合をつくることを禁止しないという意味での、結社の自由だけでなく、使用者との関係での労働組合の自由な活動をも保障しており、いわゆる団体交渉権を含むものです。)</p> <p>(2) 当然のことであるので、あえて規定する必要はないという考え方もありうるが、残念ながら日本企業においてもコンプライアンス体制にはさまざまなレベルのものがあり、日本企業の CSR の取り組みにおいても、環境分野に比べ労働分野は立ち遅れているといわざるをえません。そのため、明確に規定に書いておかなければ、そのようなことはガイドラインに書かれていないから、やる必要はないと誤解する企業もありうるので、ガイドラインに明記する必要があります。</p> <p>< 具体的理由 ></p> <p>(3) JBIC/NEXI オピニオンにおいても、「労働における基本原則および権利についてプロジェクト実施主体により保障されていないとの情報があれば、輸出者等を通じプロジェクト実施主体に確認します」としているため、ガイドラインに定めるべきです。</p> <p>(4) 強制労働にかかわるなどして、企業に損害賠償責任がみとめられた例もあるので、そのようなことがおこらないように注意することは、日本企業のリスク回避としても有益です。</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > 他の国際機関の対応状況はどのようなものか。 (NGO コメント) (1) IFC パフォーマンス・スタンダード 2 にとりあげられています。</p>

<p>(20) 原子力関連：求められる要件 「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」 「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。」 (JBIC 第 2 部 1 (検討する影響のスコープ)・NEXI 別紙 1 (検討する影響のスコープ))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、また「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的影響のみならず、合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響、累積的影響を含む」と規定し、各セクター案件毎に確認している上に、原子力関連案件を固有の環境社会配慮要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？ (NGO コメント) (1) 原子力固有の問題（核拡散防止、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分）は、その他のセクターの事業の「派生的・二次的な影響、累積的影響」とは次元の異なる問題です。これらの事項は環境影響評価書に含まれないこともあるため、現行ガイドラインの規定だけでは、これらの問題への対処は確実ではありません。 (2) 原子力委員会が 2005 年 10 月にまとめた「原子力政策大綱」では、「原子力産業の国際展開」について「相手国における安全の確保並びに核拡散防止及び核セキュリティ確保のための体制の整備状況、さらに相手国の政治的安定性等を確認するとともに、国内外の理解を得ることが前提となる」としている。これら日本政府の政策を実施に移すために、新機関のガイドラインに具体的な配慮事項が盛り込まれるべきです。 (4) また、JBIC 自身も、「安全確保、放射性廃棄物対策及び原子力事故発生時の適切な措置体制の整備の視点からの十分な配慮」を輸出金融供与への必要条件としています⁷。 他 ECA また コモンアプローチの対応状況如何？ (NGO コメント) (1) ドイツではそもそも支援しないという方針。(Official Export Guarantee Scheme of the Federal Republic of Germany Guiding Principles Environment: Consideration of ecological, social and developmental aspects (Published April 2006))</p>
<p>(21) 原子力関連：協議と情報公開 「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること」(JBIC 第 2 部 1 (社会的合意及び社会影響)・NEXI 別紙 1 (社会的合意及び社会影響))</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること（を確認する。）」と規定している上に、原子力関連案件を固有の情報公開要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？ (NGO コメント) (1) NGO 提言は、通常の事業において公開が要求される文書に加え、「当該プロジェクトの安全性、</p>

⁷ JBIC 「資料要求への回答」(福島瑞穂参議院議員宛て)、2000 年 3 月。

	<p>核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などの情報を盛り込んだ文書」の作成および公開・協議を求めるものです。上記の質問はこれを踏まえたものではありません。</p> <p>(2) 必要性については、NGO 提言 13.2 をご参照下さい（下記に引用）</p> <p>（現状） 現行ガイドラインでは、原子力関連プロジェクトの環境レビューにおいて必要とされる追加的な情報やその公開についてはなんら規定されていません。</p> <p>（趣旨） 日本における原発建設の際には、安全性、核不拡散性、事業者の技術能力等に関しては、原子炉設置許可の申請書、同添付書類、原子炉安全専門審査会等での配布資料が公開されています。日本が海外の原子力関連プロジェクトに融資するにあたり、最低限、日本で行われている情報公開のレベルを確保することが必要です。</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>
<p>(22) 地域住民等との協議 「（協議）協議会の記録。影響を受ける人々、地元の NGOs、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。」 （JBIC 第 2 部 2（カテゴリ A 案件のための EIA 報告書） NEXI 別紙 2（カテゴリ A 案件のための EIA 報告書））</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ （検討ポイント 18 に同じ） （NGO コメント） (1) NGO 提言「8．地域住民との協議」(p.5) は、事業者への要求事項ではなく、JBIC/NEXI の確認手法を問うものです。</p>
<p>(23) 社会的合意の形成 「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていないなければならない。」（JBIC 第 2 部 2（カテゴリ A 案件のための EIA 報告書） NEXI 別紙 2（カテゴリ A 案件のための EIA 報告書））</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ （検討ポイント 18 に同じ） （NGO コメント） (1) NGO 提言書 p.12 11 は、JBIC 現行ガイドライン第二部「社会的合意及び社会影響」部分に関するものですので、左の引用部には当たりません。コメントについては NGO 提言書 11.1（現状）および（趣旨）をご参照ください。</p> <p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ステークホルダーとの協議が、合法的な用地取得対象者などのみを対象としたものなど一部のステークホルダーにしか行われていないケースが見られます。 ・ 協議が形式的な説明にとどまり、必ずしも住民が十分に事業の影響を理解していないケースが見られます。 <p>（趣旨）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステークホルダーとの協議は、少なくとも、事業によって直接的・間接的に影響を受ける住民をカバーするものでなければなりません。例えばダムの建設事業においては、水没地の地権者のみならず、当該水没地を利用していた住民（小作農民、森林や河川を利用していた住民など）、影響が及ぶ上下流域の住民などをカバーするものでなければなりません。このため事業の環境社会影響を十分踏まえたステークホルダーの特定を行うべきです。 ・ また、とりわけ、発言力が弱い社会層（貧困層、先住民族、女性、小作農民など）が十分発言できるように留意するため、それぞれのグループの社会的特性を分析するべきです。 <p>< 言論の自由、集会の自由及び知る権利が実質的に保障されていることを確認すべきという提言に関して ></p> <p>< 必要性 ></p> <p>(1)ステークホルダーが自由に発言できないような状況では、環境への悪影響があっても、明らかにならず隠ぺいされてしまうことがあります。環境基準が達成されているかどうかの判断も誤ったものになるおそれがあり、言論の自由、集会の自由、知る権利が実質的に保障された状況でステークホルダー協議は行われるべきです。</p> <p>(2)言論の自由、集会の自由、知る権利が実質的に保障された状況でステークホルダー協議がなしえないような場合、その後の事業実施過程において、環境面、社会面に悪影響があっても、それをステークホルダーが申し立てることが困難で、適切にモニタリングできる保障がないので、モニタリング体制の観点からも事業実施が不適當です。</p> <p>(3)そもそも、人権は特定の人間の尊厳が害されている状況にたいして、被害者に権利をあたえ、国家に対してその権利を保護すべき責務を課すことにより、人間の尊厳の回復を目指す法的技術であって、みずから権利を主張することに本質的な意味があります。つまり、困窮した人間に施しをするのではなく、みずから主体的に状況を改善することをサポートするという発想にたつものであって、日本政府の推進する人間の安全保障の理念とも合致するものです。ステークホルダーの参加やアカウンタビリティの確保自体が、「人権の原則」として、充足すべき性質のものであります。</p> <p>< 具体的理由 ></p> <p>(1)現地国基準に照らしてみても、自由権規約及び社会権規約をはじめとする国際人権条約に批准している国は相当数に及び、また、国連加盟国として一般的に人権を尊重すべきであるので、表現の自由の確保を求めることは相当であると考えます。</p> <p>(2)現地法令に記載がなくても、自由権規約批准国においては表現の自由を保障すべきですし、条約批准国でなくても表現の内容によって強制労働、拷問、拘禁、殺害等がなされることは国際慣習法として許されないと考えるので、表現の自由が確保された状態でステークホルダー協議を行うことを要求しても不当ではないと考えます。</p>
<p>(24) 原子力発電関連：セクターの例示 (1)影響を及ぼしやすいセクター 以下に示すセクターのうち大規模なもの</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチが明示した内容（含む改定結果）につき、現行 JBIC / NEXI ガイドライン上矛盾はないものも、改めて明定する必要性の有無とその具体的理由如何？</p>

<p>(11) 火力発電 (12) 水力発電、ダム、貯水池 (JBIC 第 2 部 3 . 1 ・ NEXI 別添 3 (2))</p>	<p>(NGO コメント)</p> <p>(1) CA Annex I, 2 と同様に、すべての原子力発電関連案件 (1kW 以下の研究施設以外に) をカテゴリ A にすべきです。「...nuclear power stations and other nuclear reactors, including the dismantling or decommissioning of such power stations or reactors (except research installations for the production and conversion of fissionable and fertile materials, whose maximum power does not exceed 1 kilowatt continuous thermal load).」 Common Approach Annex I, 2</p> <p>(2) NGO 提言 13.3 (趣旨) をご参照ください (下記に引用) (趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力関連プロジェクトは、大規模な発電関連プロジェクトであり、放射性廃棄物が発生すること、事故時の影響の大きさなどに鑑みて、カテゴリ A と考えるのが妥当である。よって、カテゴリ A として影響を及ぼしやすいセクターに掲載するとともに、チェックリストの整備が必要となる。
<p>(25) 異議申立期間に関する情報公開 (直接に対応する現行条文なし (*)) * : 異議申立制度に関する内容は、JBIC 「異議申立手続要綱」及び NEXI 「異議申立手続等について」にて規定。</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 異議申立期間が商業上の秘密に当たる具体的な理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > 異議申立期間が不明な場合、影響住民が異議申立てを行うにあたってどのような負担があるか。</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) 現行ガイドライン上、異議申立期間の始期である融資契約締結日及び終期である貸出終了日は情報公開の対象とされていません。</p> <p>(2) したがって、異議申立てを検討する影響住民は、当該プロジェクトが現在異議申立て可能な期間中なのか否かについて判断することができません。この判断をするためには、実際に異議申立てを行わざるをえないことになり、これは影響住民にとって大きな負担となるものと考えます。</p>
<p>(26) 案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開 (直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 商業上の守秘義務との関係における当該調査の性格如何？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 > GL の目的に照らし、早期段階からの環境社会配慮実施において、当該報告書の公開は有効かどうか。</p> <p>(NGO コメント)</p> <p>(1) 有効です。</p> <p>(2) 公開を前提とすれば、守秘義務に反することはないと考えます。当該調査は、JBIC が行う調査であるため、公開するかどうかは、JBIC の判断で決めることが可能であると考えます。</p> <p>GL の目的に照らし、当該報告書に環境社会配慮に関する調査項目を含めることは有効かどうか。</p>

	ODA ではない JETRO 調査のひとつ「石油資源開発等支援調査事業」(マスタープランを作成するもの)の報告書が公開されていることの問題が発生しているか。
--	--

提出者：

環境・持続社会研究センター(JACSES)

原子力資料情報室

国際環境 NGO FoE Japan

市民外交センター

メコン・ウォッチ

鈴木敦士(ヒューマンライツ・ナウ)

満田夏花(地球・人間環境フォーラム)